

北海道養鶏場での高病原性鳥インフルエンザ 発生に伴う庁内連絡会議

日時：令和7年10月22日（水）
午後3時～

場所：災害対策本部室（鳥取県第二庁舎3階）

出席：知事※、
鳥インフルエンザ対策チーム
（政策統轄監、農林水産部、生活環境部）
危機管理部、家畜保健衛生所※
（※はリモート参加）

〔配信〕 総合事務所等、市町村、県警、自衛隊

1

会議内容

- 1 北海道養鶏場での鳥インフルエンザ発生概要
- 2 国の対応
- 3 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況
- 4 鳥取県の対応（家きん）
- 5 県内の渡り鳥と野鳥サーベイランスの状況
- 6 鳥取大学山口教授からのコメント
- 7 県民への情報提供 等

北海道養鶏場での鳥インフルエンザ発生概要

1 農場の概要

農場所在地：北海道白老郡白老町(しらおいちょう)

飼養状況：採卵鶏 45万9千羽

2 経緯

- ・10月21日当該農場から死亡鶏増加の通報を受け、農場に対し立入検査を実施、簡易検査で陽性
- ・10月22日6:00遺伝子検査の結果、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定

※10月15日北海道苫小牧市で回収されたオオタカの死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)が今シーズン国内初検出

3 北海道の対応

- ・10月22日(水)午前8時から高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議の開催
- ・殺処分の開始
- ・移動制限区域設定：農場から半径3km以内(1農場 約8万羽)
- ・搬出制限区域設定：農場から3～10km以内(3農場 約54万羽)³

国の対応

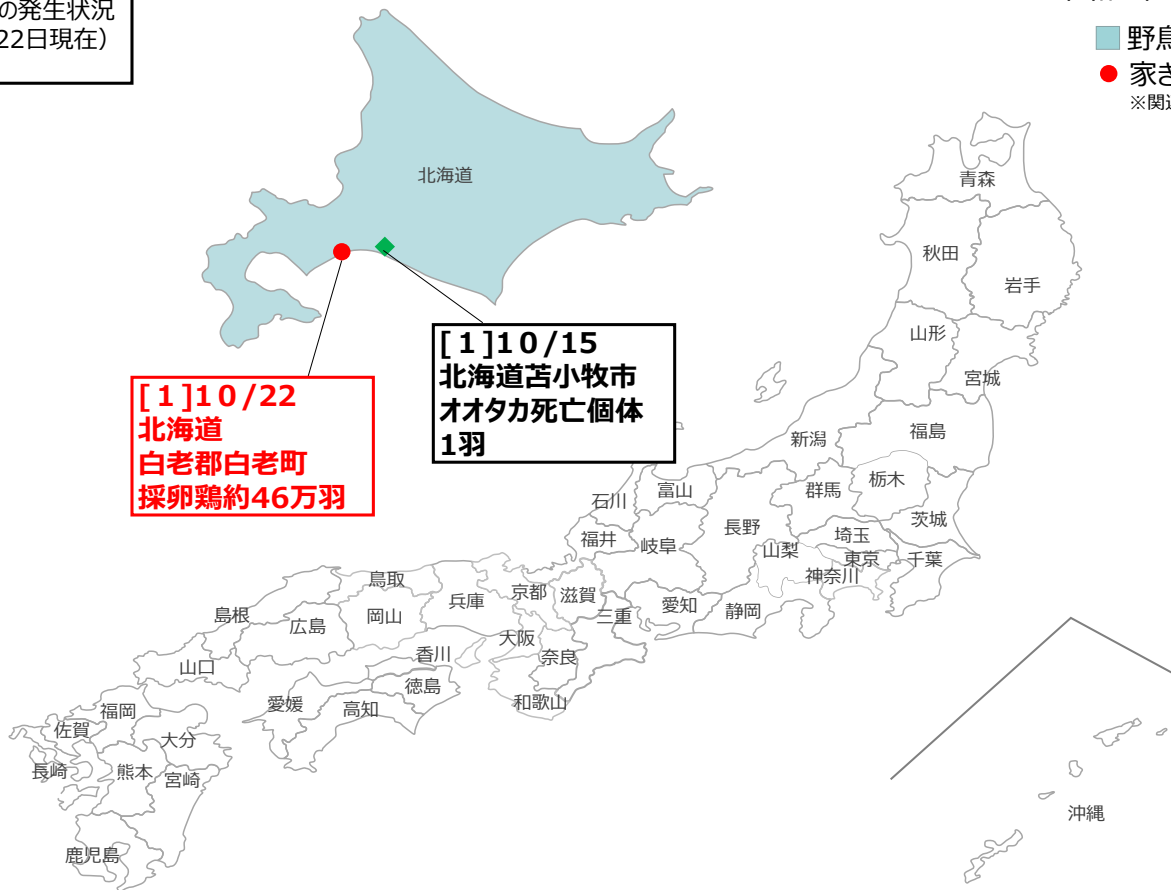
- 1 10月22日午前8時に「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催
- 2 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る
- 3 北海道の殺処分・焼却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、農政局等から「緊急支援チーム」を派遣
- 4 「疫学調査チーム」を派遣
- 5 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 6 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

令和7年10月22日現在

野鳥での発生状況
(10月22日現在)
1件

■ 野鳥での確認
● 家きんでの発生
※関連農場含めた羽数



鳥取県の対応(家きん)

- 1 10月21日に県内全79農場に対し、注意喚起。10月22日現在農場に異常なし。
- 2 北海道の発生農場と県内農場は鶏や作業者の行き来などの疫学関連なし。
- 3 全農場に改めて飼養衛生管理の遵守の徹底を指導。シーズン中は毎月農家が飼養衛生管理基準の遵守状況を自己点検し、家畜保健衛生所が確認。
- 4 農場に鶏舎周辺等定期的に消毒を徹底するよう指導。
- 5 野鳥飛来対策として、鶏舎に近接(300m以内)するため池の管理者に水抜き等の協力を10月8日に依頼済。
- 6 家畜保健衛生所が9～10月にかけて全農場を巡回し、野鳥侵入防止対策として、防鳥ネットの修繕、鶏舎周囲の木の伐採、消毒設備の点検、貯水槽へのネット設置等を指示。
- 7 防疫演習を3回(東部、中部、西部)実施。県庁職員向けは10月24日実施を予定。

鳥取県の対応(家さん)

養鶏農場、関係者への注意喚起とチェックポイント

1 家さん飼養農場における異状の早期発見・早期通報
通報の遅れはまん延リスクを高めるため、毎日の健康観察を注意深く行い、家さんの様子に少しでも異状を感じたときは、家畜保健衛生所へ早期通報する。

2 農場におけるウイルス侵入防止対策の強化

(1)飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の自己点検を実施する。

(2)飼養衛生管理区域又は家さん舎への出入り時は、区域専用靴の履き替え、農場専用服の着用、手指の消毒を徹底する。

(3)野鳥や野生動物の対策については、家さん舎や堆肥舎、農場内の水場等での防鳥ネットや忌避テープの適切な使用、餌タンク・餌置場の清掃、家さんの死体や廃棄卵の適切な処理など、侵入防止だけでなく誘引防止対策を実施すること。

7

県内の渡り鳥と野鳥サーベイランスの状況

＜県内の渡り鳥の飛来状況＞

- ・ 中海においては、例年より早いペースで渡り鳥が増加し、飛来が本格化。
- ・ 今後、県内の他の飛来地においても飛来が本格化。

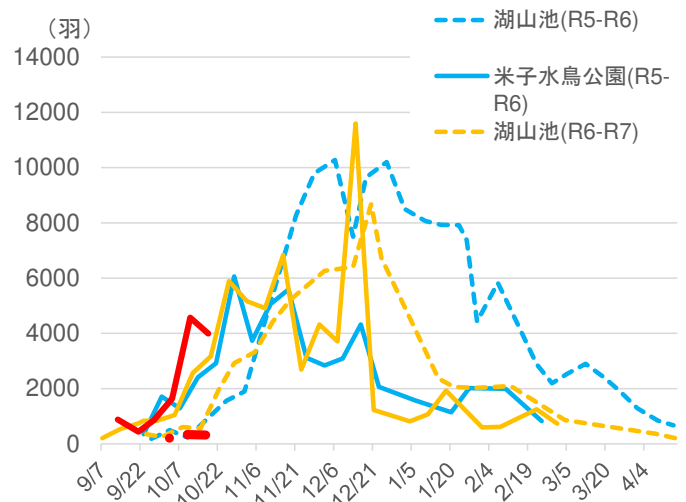
＜飛来状況(10月中旬調査)＞

米子水鳥公園	3,989羽
湖山池	319羽

＜野鳥サーベイランス対応状況＞

- ・ 野鳥監視ステージ2に対応を強化
- ・ カモ類だけでなくカラスも注視
- ・ 10/22時点で異常なし

＜参考：県内の飛来状況＞



実施する条件	サーベイランス内容	地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国での感染確認時等)	野鳥監視	最大 35地点
	糞便・水検査	3か所
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視	最大 35地点 ※近隣で発生した場合は最大70地点に拡大
	糞便・水検査	3か所 ※近隣で発生した場合は最大6か所に拡大
野鳥監視ステージ3 (県内での感染確認時)	野鳥監視	最大 70地点＋重点区域
	糞便・水検査	最大 6か所＋重点区域

※愛玩鳥を飼育されている方、愛玩鳥の販売者や学校・公園等への注意喚起を
10/2に実施済。県ホームページでも飼育上の注意事項について周知。

8

鳥取大学 山口教授からのコメント

1. 昨シーズンは、北海道の家禽の発生から1週間後に千葉、10日後に新潟、2週間後には島根で発生。遠い北海道のことと考えず、ウイルスを持った鳥達が既に日本中に渡来していると認識する必要がある。
2. 今一度、農場のネットや壁の破損など、鶏舎全体に侵入経路になる穴などの見落としが無い、上から下まで鶏舎を1周して確認しておくこと。
3. 藪や下草、不要な樹木、餌こぼれ、堆肥舎の廃棄卵など、野生動物が集まる要因を無くすよう、場内の整理整頓や草刈りなどに注意を払うこと大切。
4. 履物や衣服の交換、踏み込み槽の消毒薬交換などを小まめに行うことが、感染症の予防には日常の積み重ねがとても重要。
5. 近年、特にカラスの感染が数多く報告されている。カラスが農場に集まらないよう、餌となる廃棄卵や死鳥の保管を厳格にし、カラスなどの集まりやすい堆肥舎は昼間も防鳥ネットで完全に覆うこともリスク低減に有用。

県民への情報提供

○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応

○県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供



お問い合わせ 使い方 サイトマップ RSS

高病原性鳥インフルエンザへの対応

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されています。

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。
※異常な野鳥：首を傾けてふらついていたり、首をのけぞらせて立っていらなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後は手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

鳥インフルエンザに関する情報について

- [家きんの情報はこちら](#)
- [野鳥の情報はこちら](#)
- [愛玩鳥の情報はこちら](#)

お気に入りページ

鳥インフルエンザ相談窓口(24時間対応)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979	(夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877	(//)
中部総合事務所環境建築局(野鳥)	0858-23-3276	(夜間休日 0858-22-8141)
中部総合事務所倉吉保健所(愛玩鳥)	0858-23-3149	(//)
西部総合事務所環境建築局(野鳥)	0859-31-9628	(夜間休日 0859-34-6211)
西部総合事務所米子保健所(愛玩鳥)	0859-31-9320	(//)

※死亡野鳥等の通報は、「とりパト」(<https://sks.pref.tottori.lg.jp:5100/>)を活用いただくと正確な位置情報や写真の共有が可能です。

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240	(夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341	(//)
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140	(//)

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552	(夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117	(夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321	(夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532	(ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145	(//)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317	(//)

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

11

県民の皆様へのメッセージ

■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- ・野鳥を素手で触らないでください。
- ・野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

■隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

12